

第一章 総則

(目的)

第一条 本会は^{恩賜}財団 済生会創立の趣旨を承けて済生の実を挙げ、社会福祉の増進をはかることを目的として全国にわたり医療機関及びその他の社会福祉施設等を設置して次の社会福祉事業等を行う。

- 一 医療機関及び介護老人保健施設を経営して、生活保護法患者の診療及び生計困難者のため無料又は低額診療等を行うこと。
 - 二 救護施設の経営
 - 三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、保育所及び児童家庭支援センターの経営
 - 三の二 幼保連携型認定こども園の経営
 - 四 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの経営
 - 四の二 障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの経営
 - 五 盲人ホームの経営
 - 六 削除
 - 七 前各号に掲げる事業の連絡調整及び目的の普及徹底又は補整に必要な事業
- 2 第一項の事業を行うに当たっては、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫する

ことにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として行うものとする。

(経営の原則)

第二条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 本会は、地域社会に貢献する取組として、生活困窮者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(名称)

第三条 本会は社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会（英語表記は Social Welfare Organization Saiseikai Imperial Gift Foundation, Inc.）とす。

(事務所の所在地)

第四条 本会の主たる事務所を東京都港区三田一丁目四番二十八号に置く。

2 本会の従たる事務所を別表第一に掲げる支部所在地に置く。

第二章 総裁

(総裁)

第五条 本会に総裁を推戴する。

第三章 会長

(会長)

- 第六条 本会に会長を置く。
- 会長は本会を統裁する。
- 会長は理事会において選任する。

第四章 評議員

(評議員の定数)

第七条 本会に評議員十八名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第八条 本会に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 評議員選定委員会は、外部委員三名で構成する。
- 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任として判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の資格)

第九条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、本会の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計

数が評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(評議員の任期)

- 第十条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 評議員は、第七条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第十一条 評議員に対して、各年度の総額が二百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 評議員には費用を弁償することができる。

第五章 評議員会

(構成)

第十二条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第十三条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - 理事及び監事の報酬等の額
 - 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 事業計画及び収支予算の承認

- 五 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- 六 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- 七 公益事業及び収益事業に関する重要な事項
- 八 定款の変更
- 九 残余財産の処分
- 十 基本財産の処分
- 十一 社会福祉充実計画の承認
- 十二 解散
- 十三 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第十四条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第十五条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第十六条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

（決議）

第十七条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利

害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができないものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第十八条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された評議員二名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第十九条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 十七名
- 二 監事 三名
- 2 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 3 理事のうち一名を理事長とする。
- 4 本会に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第二十条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

2 理事長は、理事会の決議によつて理事の中から選定する。

(役員の資格)

第二十一条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、本会の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、本会の監事には、本会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(役員及び会計監査人の解任)

第二十二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招

集される評議員会に報告するものとする。

(理事の職務及び権限)

第二十三条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に四カ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二十四条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第二十五条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二十六条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第十九条第一項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二十七条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

3 役員には費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第二十八条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことよって生じた損害について本会に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除すること

ができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる。

(責任限定契約)

第二十九条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は本会の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことよつて生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第三十条 本会に事務及び事業を処理するため職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

3 前項のうち、理事長が定める本会の施設の長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

4 理事長は規則の定めるところにより第二項の権限（前項に定めるものを除く。）を第三十七条第一項に定める者に委任することができる。

第七章 理事会

(構成)

第三十一条 理事会は、全ての理事をもつて構成する。

(権限)

第三十二条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選定及び解職

(招集)

第三十三条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第三十四条 理事会に議長を置き、理事長が議長となる。

(決議)

第三十五条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三十六条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(権限の委任等)

第三十七条 理事会は、理事長が従たる事務所につき、その業務を行う者として委任することができる者（支部長と称する。）を定めなければならない。

2 理事長は、従たる事務所に属する業務について、その業務を支部長に委任することができる。

(支部長の選任等)

第三十八条 支部長は、理事会の決議によって選任する。

2 支部長が、第二十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

3 支部長の任期は二年とする。ただし、再任されることができる。

第八章 会 員

(会 員)

第三十九条 本会の目的に賛同し事業の支持発達に尽力する者を会員と称する。

2 会員の種類及び待遇は別にこれを定める。

第九章 資産及び会計

(資産の区分)

第四十条 本会の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、別表第二に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第五十一条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 収益事業用財産は、第五十二条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第四十一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受け、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には厚生労働大臣の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(公益事業用財産の処分の制限)

第四十二条 公益事業用財産のうち不動産は、理事会の承認を得なければ処分又は担保に供することができない。

(資産の管理)

第四十三条 本会の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。ただし、第五十五条第一項の用に供する資産については、同条第二項に定めるところにより支部が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(支部管理資産の処分の制限)

第四十四条 支部は、その管理に属するその他財産である不動産であつて理事会が定める金額以上のものを処分したときは、理事会にその旨を報告するものとする。

2 支部がその事業を縮小又は廃止する場合、当該資産又はその対価は、支部の意見を聴取の上、本会の経営する他の社会福祉事業又は施設の所要経費にふりむけるものとし、本会内において適当な使途がないときは、当該都道府県内の適当な社会福祉事業にふりむけるものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これによらないことができる。

(事業計画及び収支予算)

第四十五条 本会の事業は予算によって経理しなければならない。

2 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 支部長は、毎会計年度開始二カ月前にその支部の事業計画を作成し、これに予算を添えて理事長に提出しなければならない。

4 第一項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第四十六条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第六号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

五 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

六 財産目録

2 支部長は、毎会計年度終了後一カ月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し理事長に提出しなければならない。

3 第一項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第一号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

4 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間、また、従たる事務所に三年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一 監査報告

二 会計監査報告

三 理事及び監事並びに評議員の名簿

四 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

五 事業の概要等を記載した書類

（臨機の措置）

第四十七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第四十八条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第四十九条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第五十条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第十章 公益を目的とする事業

（種別）

第五十一条 本会は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

一 看護師養成所の経営

二 指定訪問看護ステーションの経営

三 乳児地域交流事業

四 独立行政法人自動車事故対策機構法の療護センターの経営

五 企業委託型保育サービス

六 削除

七 居宅介護支援事業

八 訪問入浴介護事業

九 福祉用具貸与事業

十 在宅生活復帰支援のため日常訓練が必要な者等に対し短期

間そのための住居を提供する事業

十一 訪問リハビリテーション事業

十二 福祉有償運送事業

十三 過疎地有償運送事業

十四 特定福祉用具販売事業

十五 削除

十六 地域包括支援センターの経営

十七 削除

十八 有料老人ホームの経営

十九 発達障害者支援センターの経営

二十 地域生活定着支援センターの経営

二十一 日中一時支援事業

二十二 特定施設入居者生活介護事業

二十三 ハンセン病療養所入所者社会復帰等支援事業

二十四 サービス付き高齢者向け住宅の経営

二十五 認知症総合支援事業

二十六 済生会保健・医療・福祉総合研究所の経営

二十七 介護予防・日常生活支援総合事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第十一章 収益を目的とする事業

（種別）

第五十二条 本会は、社会福祉法第二十六条の規定により、収益事業として次の事業を行う。

- 一 削除
- 二 物品販売業
- 三 不動産貸付業

四 スポーツ及び文化的活動を支援する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（収益の処分）

第五十三条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、本会の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第一八五号）第十三条及び平成十四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第十二章 支部

（支部）

第五十四条 本会は支部を都道府県に置く。

2 支部は社会福祉法人^{財団} 済生会支部（都道府県）済生会^{財団}（略称：財団）（都道府県）済生会」と称する。

（担任事項）

第五十五条 支部は第一条、第五十一条及び第五十二条の事業を行うため、理事会の承認を得た施設を管理し、事業の実践に属する事項を担当する。

2 支部は、前項の用に供する資産を管理し、自ら予算を定め、理事会の承認を得て会計を経理する。

3 支部は理事会の定める所に準拠してその組織及び前二項の実施のため必要な規則を定めることができる。

第十三章 解散

(解散)

第五十六条 本会は社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第五十七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。ただし、支部において管理する資産の帰属者は当該都道府県において社会福祉事業を経営する者でなければならない。

第十四章 定款の変更

(定款の変更)

第五十八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十五章 公告の方法その他

(公告)

第五十九条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は本会ホームページに掲載して行う。

(施行規則)

第六十条 この定款の施行に必要な規則は、理事会において定める。

附則

1 資産及び会計については、昭和二十六年度分に限り従前の例によることができる。

2 財団法人済生会寄附行為の施行に関し定められた規則及び細則は、この定款により、新たに規則及び細則が施行されるまでは有効とする。但しこの定款の規定に抵触するものはこの限りでない。

3 本会の組織変更当初の役員は次の通りとする。
(役員名省略)

附則

(施行期日)

第一条 この定款の改正中、別表第二に係る改正については厚生労働大臣の認可の日から、本則に係る改正については平成二十三年四月一日から施行する。

(役員の任期に関する措置)

第二条 この定款改正の施行前に選任された役員の任期については、第十条第一項の規定に関わらず、平成二十三年三月三十一日までとする。

なお、理事長については、これに関わらず、評議員会で選任した理事により開催される理事会において理事の互選により理事長が定められるまでの間は、従前の理事長が職務を行う。

(評議員会設置に伴う評議員の委嘱)

第三条 この定款改正の施行当初の評議員は、理事長が施行日前に開催される理事会の同意を経て平成二十三年四月一日に委嘱す

る。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。ただし、第二十九条第一項に第二十号を加える改正については、平成二十二年六月一日から適用する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の受理の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行す

る。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

第一条 この定款の改正中、別表第一及び第二に係る改正については厚生労働大臣の認可の日から、本則に係る改正については平成二十六年四月一日から施行する。

(支部業務担当理事の任期に関する措置)

第二条 この定款改正の施行日前に選任された支部業務担当理事の任期については、第八条の二の規定に関わらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

(施行当初の支部長の選任に関する措置)

第三条 この定款改正の施行当初の支部長は、施行日前に開催される理事会において選任する。

(施設の長の任命に関する措置)

第四条 この定款の施行の際現に施設の長である者は、この定款の施行の日に、第十一条第三項の規定により施設の長として任命されたものとみなす。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、平成二十九年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款改正については、厚生労働大臣の認可の日から施行する。